

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告藤井克彦 意見陳述書

2019年4月19日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周

外36名

私は、1942年に兵庫県で生まれ、2年後に徳島県に疎開しました。

戦争については、遠くの空が赤くなっていて、徳島市が空襲のようだという記憶があります。実際徳島市は1945年7月に空襲を受けています。小学校の3年生になる春休みに大阪府吹田市に転居したのですが、国鉄吹田駅前では、戦争により手や足を失った傷痍軍人が、募金箱を置いて、白い衣を着て松葉杖で立ち、悲しげな曲をアコーディオンでひいていました。

私の母はキリスト者で、私たちに「貧しくても正しく生きなさい」と

教えていましたし、私たちは日曜日に教会に行っていました。

高校生の頃から、社会での貧富の差や人間が「モノ」として扱われていることに疑問を感じ、エゴイズムなどの人間自身の問題や社会の矛盾を前にして、大学時代には一方で聖書研究会に参加し、一方で自治会による学生大会やデモに参加しながら、「如何に生きるべきか」を考えました。そして「自分の利益や名誉のためではなく、差別され抑圧されている人の側に立って生きることが、人間らしい生き方だ」と思い、また「おかしいことはおかしいと言うことが大事だ」と考えていました。

1965 年に就職で名古屋に来て、教会に行き、吹田にいた頃に関わり始めたキリスト者平和運動を続け、他の市民団体と一緒に建国記念日制定（「紀元節」復活）反対運動や靖国神社国営化反対運動などをしました。日本キリスト教団は、戦争に協力したことの反省として、1967 年に「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」を発表し、私は教会で「この反省に立って社会問題に積極的に関わるべきだ」と主張しました。一方会社では、組合活動をする労働者に対する不当な配置転換を目前にして、それは不当労働行為でありおかしいと発言しました。しかし会社が全面的に介入し、私は村八分にされ、仕事も取り上げられてしまいました。「藤井さん。頑張って！」と言っていた人も含めて、突然職場の人が誰も口を聞いてくれなくなり大変辛かったですが、私は、おかしいことをおかしいという自分の行動は、人間として当然の行動だと思っていたので、後悔することはありませんでした。

1960 年 1 月、私が高校 2 年の冬、火鉢をおいた小さい部屋で受験勉強をしている時、日米安保条約の改定が調印されたというニュースをラジオで聞き、非常に残念に思ったことを覚えています。

私は、武力で平和はつくれないと思っていますが、いつ頃からそのように思っていたか記憶をたどると、名古屋の教会で、私が「日本は非武

装中立であるべきだ」と発言した際、年輩の教会員から非現実的と批判され、それに反論したことを覚えています。

なぜ私が「武力で平和がつかれないと思うのか」ですが、武力を使えば、相手も武力を使うし、抑止力という名の下に互いに戦力を増強し、相手を倒そうとします。まさに戦争への道です。今の世界の現状は、基本的にはそういう状態だと思います。

ですから、武力によらない平和を追求すべきなのです。例えば、映画も見ましたが、中米のコスタリカは、1949年に常備軍禁止を定めた憲法が施行されました。軍隊はなく、警察と国境警備隊があるだけです。そして不要となった軍事費を教育費に回し、学校では、物事を解決するのは武力ではなく、対話なんだということを教えます。さらに周辺のニカラグア、エルサルバドル、グアテマラの3ヶ国が内戦をしている時に、アリアス大統領は3ヶ国に対話による解決を説いて回り、その結果内戦は終結し、アリアス大統領はノーベル平和賞を受賞しました。自国の平和を維持するだけでなく、周囲の国も平和な状態にし、紛争がなく侵略されない状況をつくるのです。武力でないからこそ平和をつくることができたと思います。

朝鮮半島をめぐる状況は、昨年4月の南北首脳会談、そして6月の米朝首脳会談により、「朝鮮半島危機」は大幅に緩和され、平和に向かいつつあります。これも話し合いのなせることです。

そもそも、日本国憲法はいわゆる「専守防衛」も否定しており、非武装・平和主義であるべきなのです。現行憲法を審議していた1945年の帝国議会で、吉田茂氏は「正当防衛による戦争は正当だとされているが、私はそのようなことを認めることは有害であると思う」と述べており、1949年に政府は、「あらゆる意見を総合して判断した結果、自衛権、自衛戦争は放棄したものと考えております」と答弁しています（11月9

日、衆議院外務委員会での川村松助外務政務次官)。このように、憲法制定前後の日本政府は、「自衛戦争は認められない」との立場をとってきました。これが素直な憲法解釈です。

そして重要なのは、コスタリカのような、日頃からの平和主義・平和外交です。

平和学の大家ヨハン・ガルトゥングは、平和を「暴力が存在しない状態」と定義し、武力や戦争などの「直接的暴力」、社会的不正義に基づく貧困や搾取・差別などの「構造的暴力」があるとしています。本当にそうだなと思います。私は、失業などして野宿生活を余儀なくされている日雇労働者の支援を、40年以上前から始めましたが、その活動を通して知ったのも、彼ら・彼女らに対する搾取、差別という構造的暴力でした。私が「人間らしく生きる」という場合には、他者が人間らしく生きられることも含みます。私にとって他者が非人間的状況に置かれていることを放任することは、私自身が人間らしさを失っているからです。

私の人間観・生き方からすると、安全保障法制が認めた自衛隊の海外での武力行使により、他国の人々や自衛隊員が殺傷されることは、私自身が加害者側に立つことであり、とても苦痛です。そもそも平和憲法を持つ日本がそのような法律を持つこと自体が、私の生き方を否定することであり許せないのです。そして私が望む東北アジアさらには世界の平和を遠ざけるものであり、その点からも苦痛です。しかも、「戦争法」体制は、秘密保全法や共謀罪などを産み出し、私たち市民の平和や人権の確立を求める活動を抑圧してきており、私の生き方に基づく活動や生活そのものが、否定され、全うできなくなっているように感じます。

裁判長。ぜひこうしたことも十分審理し、すべての人に平和に生きる権利や人権が保障されるよう、公正な判断をしてください。 よろしくお願いします。